

米子市監査委員告示第6号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年6月7日

米子市監査委員	住	田	篤	美
同	陶	山		晃
同	安	木	達	哉

1 監査の対象

水産振興室

2 監査の範囲

主として平成21年4月1日から平成22年2月末日までに執行された財務に関する事務

3 監査期日

平成22年4月23日

4 監査を執行した監査委員

住田篤美・陶山 晃・安木達哉

5 監査の概要

水産振興室は経済部に所属し、組織は別図のとおりで、その主な担当業務は、次のとおりである。

- (1) 水産の振興に関すること。
- (2) 水産団体との連絡調整に関すること。
- (3) 漁港の整備計画に関すること。

- (4) 漁港の管理に関すること。
- (5) 淡水魚試験研究育成施設の管理に関すること。
- (6) 崎津漁業者研修施設に関すること。

今回の監査は、当室が担当する業務のうち、予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

なお、当室における平成21年度の一般会計の歳入歳出予算執行状況（平成22年2月末日現在）は、別表のとおりであった。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に際し、資金前渡職員の作成すべき現金出納簿が整備されていないものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

イ 部用自動車を使用して本市の区域外の地域を旅行する場合において、旅行命令の際に必要な部長の許可がないものがあった。また、その際に、旅行命令簿に記載すべき部用自動車使用の旨が、すべて記載されていなかったため、米子市部用自動車の使用に関する規程（平成17年米子市訓令第29号）及び旅行命令簿等の記載について（平成19年12月27日総務部長通知）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

ウ 出張復命書において、決裁区分が誤っているものがあったので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

エ 当室の業務のために他課の職員が出張する際に、旅行命令及び出張復命の事務手続を当室で行っていないものがあったので、今後、注意すること。

オ 普通財産に係る土地貸付料について、電話柱に係る調定がされていなかったもので、米子市会計規則及び米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）の規定に基づき、速やかに調定し、及び徴収すること。

カ 漁港施設に係る占用料について、調定日及び調定額が誤っているものがあったので、米子市会計規則及び米子市漁港管理条例（平成17年米子市条例第180号）の規定に基づき、至急、清算すること。

キ 補助金の交付事務について、補助金交付申請書その他関係書類を監査した結果、補助金交付要綱等に基づき、適正に事務処理されていると見受けられた。

ク 負担金に関する支出事務について、県営漁港水域環境整備事業の実施に伴う市町村負担金に関する鳥取県との協議書その他関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていると見受けられた。

ケ 委託契約に関する支出事務について、契約書に定められた提出書類を受領していないものがあったので、米子市事務専決及び代決規程及び米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

コ 工事に関する支出事務について、抽出により、支出負担行為決議書、契約書その他関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていると見受けられた。

(2) 公有財産の管理事務

ア 公有財産の管理について、水産振興室公有財産台帳副本と総務管財課公有財産台帳正本を照合した結果、符合しないものがあったので、速やかに整備すること。

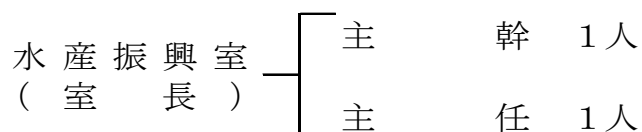
イ 貸し付けている土地及び建物について、公有財産貸付台帳を作成されていないものがあったので、米子市公有財産規則の規定に基づき、速やかに整備すること。

ウ 漁港施設占用許可に関する事務について、電柱を対象物件とする占用期間の更新に当たり、漁港施設占用許可の事務手続がされていないにもかかわらず、漁港施設に係る占用料を調定しているものがあったので、米子市漁港管理条例の規定に基づき、至急、事務手続を行い、今後、適正に事務処理すること。

(3) 物品の管理事務

備品の管理について、備品データ一覧表を基に、現品と照合した結果、符合しないものがあつたので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、速やかに、事務手続を行い、今後、適正に事務処理すること。

別図 組織図



別表 平成21年度一般会計歳入歳出予算執行状況（平成22年2月末日現在）

歳入

(単位:円・パーセント)

費目	A 予算現額	B 調定額	C 収入済額	B - C 収入未済額	C/A	C/B
農林水産業使用料	20,000	28,392	28,392	0	142.0	100.0
農林水産業費 県補助金	146,818,000	146,347,750	5,514,750	140,833,000	3.8	3.8
農林水産業債	180,800,000	0	0	0	0.0	-
合計	327,638,000	146,376,142	5,543,142	140,833,000	1.7	3.8

※繰越額を含む

歳出

(単位:円・パーセント)

費目	A 予算現額	B 支出負担行為額	C 支出済額	A - C 予算残額	C/A	C/B
財政管理費	5,985,000	5,514,750	5,514,750	470,250	92.1	100.0
水産業総務費	25,754,000	24,236,315	24,236,315	1,517,685	94.1	100.0
水産業振興費	56,690,718	50,687,722	50,687,722	6,002,996	89.4	100.0
漁港管理費	34,946,000	15,040,825	11,793,472	23,152,528	33.7	78.4
漁港建設費	293,000,000	136,995,309	79,801,272	213,198,728	27.2	58.3
合計	416,375,718	232,474,921	172,033,531	244,342,187	41.3	74.0

※繰越額を含む